

1月12日(火)より公共施設を利用する際の お願い(ルール)を変更いたします。

令和3年1月12日(火)から2月7日(日)までの緊急事態宣言発令期間中において、公共施設の会議室等の利用制限等を変更いたします。(発令内容等の変更により期間が短縮又は延長する場合があります。)

利用者の皆様におかれましては、ご不便をおかけしておりますが、新型コロナウイルス感染防止対策について、引き続きご協力をお願いいたします。

変更点1 利用定員については、定員の1/2に制限します。

各施設の利用可能定員については、感染防止対策をしっかりと行うことを条件に従来の利用可能定員まで可能としましたが、定員の1/2(5割程度)を目安として利用定員を制限いたします。

変更点2 会議室等の夜間帯(午後5時以降)の利用を禁止します。

午後8時以降の不要不急の外出禁止要請を受けて、会議室等(体育館及びサッカー場含む。)の夜間帯の利用を禁止します。ただし、既に期間中に予約しているものについては、希望により午後7時30分までご利用いただけます。(ご利用に際しては、各施設にご相談ください。)

変更点3 閉館時間を変更し、午後7時30分とします。

午後8時以降の不要不急の外出禁止要請を受けて、施設の閉館時間を午後7時30分に変更いたします。

変更点4 調理室の利用を禁止します。

調理室については、感染防止対策をしっかりと行い食器等の洗浄を行うことを条件に利用を再開しましたが、飲食の場の感染リスクが高い等のため、調理室の利用を禁止いたします。

変更点5 会議室等での飲食を禁止します。

会議室等での飲食については、対面を避け身体的距離を確保等した上で可能としましたが、飲食の場の感染リスクが高い等のため、会議室等での飲食を禁止します。ただし、個別包装のお菓子類及びペットボトル等で一人一人専用のものを確保した上での飲料は可能とします。(飲酒は禁止します。)

☆ご利用する際には、必ずご確認ください。

利用する施設によっては設備状況や特性などから、施設ごとに利用定員制限又は利用のルールを設けている場合がありますので、ご利用する前にお確かめください。

☆感染防止の要は、みなさまです。

感染防止対策は、利用者お一人お一人の行動と責任にかかっております。

どうぞ、別紙の「公共施設を利用される皆様へのお願い(新型コロナウイルス感染防止対策)」をお読みになって防止対策をとられた上でご利用いただけますようお願いいたします。

☆使用料等の還付について

緊急事態宣言発令期間中のキャンセルに際しては、既に収めていただいている使用料等について、原則全額還付いたします。(キャンセル理由が新型コロナウイルス感染症関連の場合)

公共施設を利用される皆様へのお願い (新型コロナウイルス感染防止対策)

利用者の皆様には、新型コロナウイルス感染防止のため、以下の防止対策についてご協力をお願いいたします。（令和3年1月12日）

- ・利用にあたっては、**マスクの着用**をしてください。
- ・利用前にご自身で、**検温**を行ってください。
- ・**発熱（平熱+1度以上の熱がある場合）**や風邪症状等、体調の優れない方は、利用を控えてください。
- ・利用前、休憩時及び終了時には、**手洗い等**を行ってください。
- ・代表者の方は、利用開始時及び利用中の**参加者全員**の体調を確認してください。
- ・万一感染者が出た場合の積極的疫学調査に備えて、代表者の方は参加者の**氏名・連絡先等を記録し提出**してください。（記入用紙は当日お渡しします。）
- ・人と人の**間隔を十分に確保（2m程度）**できる程度の人数でご利用ください。（マスクの着用等の感染対策を講じた上での音楽鑑賞など、飛沫のリスクが少ない利用の場合は、2mの間隔の確保は求めません。）
- ・密閉空間とならないように、**30分毎に数分間換気**を行ってください。なお、換気中は休憩するなど、近隣の方に配慮して、なるべく音を出さないようにしてください。
- ・可能な限り、**近距離での会話や発声を避けて**ください。
- ・利用中の**飲食は禁止**します。ただし、**個別包装のお菓子類及びペットボトル等**で一人一人専用のもを確保した上での飲料は可能とします。（**飲酒は禁止**します。）
- ・広範囲に**飛沫が飛ぶような活動や顔や身体を密接させる活動**は十分に予防対策を取り行ってください。

【お願い】 利用する施設によっては設備状況や特性などから、施設ごとに上記以外にも感染防止のためにお願いをする場合がありますので、予めご了承ください。